

令和3年度の地域別最低賃金額

都道府県の令和3年度地域別最低賃金額が改定されるのでお知らせします（発行年月日は都道府県により異なりますが、多くは10月1日から改定されています）。全国加重平均額は、昨年度から28円引上げの930円。

令和3年度地域別最低賃金時間額と発行年月日（円：括弧内は2年度の最低賃金）

北海道889 (861) 令和3年10月1日	青森822 (793) 令和3年10月6日	岩手821 (793) 令和3年10月2日	宮城853 (825) 令和3年10月1日	秋田822 (792) 令和3年10月1日	山形822 (793) 令和3年10月2日	福島828 (800) 令和3年10月1日	茨城879 (851) 令和3年10月1日
栃木882 (854) 令和3年10月1日	群馬865 (837) 令和3年10月2日	埼玉956 (928) 令和3年10月1日	千葉953 (925) 令和3年10月1日	東京1,041 (1,013) 令和3年10月1日	神奈川1,040 (1,012) 令和3年10月1日	新潟859 (831) 令和3年10月1日	富山877 (849) 令和3年10月1日
石川861 (833) 令和3年10月7日	福井858 (830) 令和3年10月1日	山梨866 (838) 令和3年10月1日	長野877 (849) 令和3年10月1日	岐阜880 (852) 令和3年10月1日	静岡913 (885) 令和3年10月2日	愛知955 (927) 令和3年10月1日	三重902 (874) 令和3年10月1日
滋賀896 (868) 令和3年10月1日	京都937 (909) 令和3年10月1日	大阪992 (964) 令和3年10月1日	兵庫928 (900) 令和3年10月1日	奈良866 (838) 令和3年10月1日	和歌山859 (831) 令和3年10月1日	鳥取821 (792) 令和3年10月6日	島根824 (792) 令和3年10月2日
岡山862 (834) 令和3年10月2日	広島899 (871) 令和3年10月1日	山口857 (829) 令和3年10月1日	徳島824 (796) 令和3年10月1日	香川848 (820) 令和3年10月1日	愛媛821 (793) 令和3年10月1日	高知820 (792) 令和3年10月2日	福岡870 (842) 令和3年10月1日
佐賀821 (792) 令和3年10月6日	長崎821 (793) 令和3年10月2日	熊本821 (793) 令和3年10月1日	大分822 (792) 令和3年10月6日	宮崎821 (793) 令和3年10月6日	鹿児島821 (793) 令和3年10月2日	沖縄820 (792) 令和3年10月8日	全国平均930 (902)

● 最低賃金制度とは

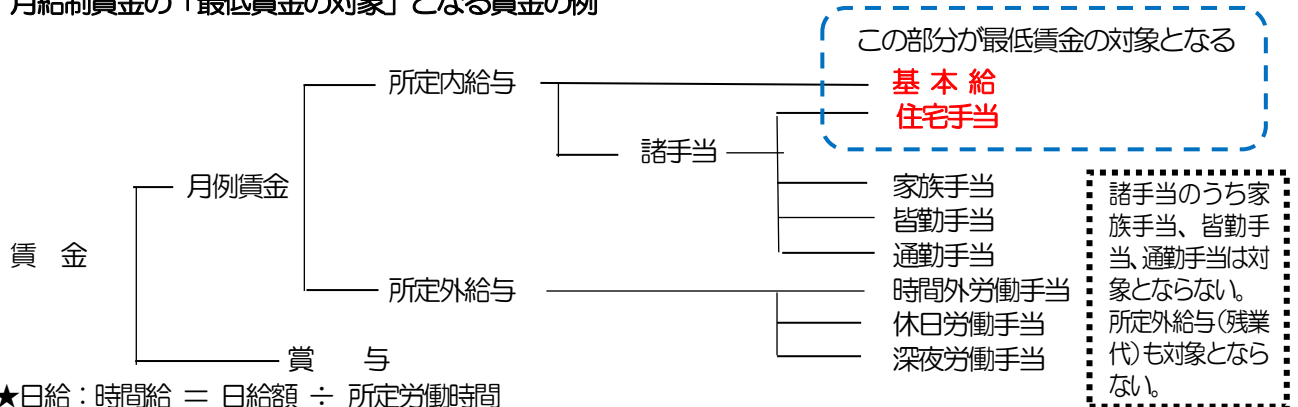
最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の2種類があり、地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者（パートタイマー、アルバイト、嘱託等の雇用形態を問いません。）を対象としています。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。したがって、最低賃金未滿の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められ、特定(産業別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則(30万円以下の罰金)が定められています。

● 最低賃金の減額の特例

一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- (1) 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- (2) 試の使用期間中の方
- (3) 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- (4) 軽易な業務に従事する方
- (5) 断続的労働に従事する方

● 月給制賃金の「最低賃金の対象」となる賃金の例



★日給：時間給 = 日給額 ÷ 所定労働時間

★月給：時間給 = 月給額 ÷ 月の所定労働時間

※月によって所定労働時間が異なる場合：時間給 = 月給額 ÷ 1 か月平均所定労働時間 (年間所定労働時間 ÷ 12 か月)